

健康スポーツ指導者バンク運営要項

1 趣 旨

県民総スポーツ活動の普及振興を図るため、公益財団法人群馬県スポーツ協会に健康スポーツ指導者バンクを設置して地域や職場及びスポーツ愛好団体等の要請に対して有能な健康スポーツ指導者を派遣し、適切な指導ができるように指導体制を確立する。

2 指導者の登録

(1) 登録の対象者

ア 公益財団法人群馬県スポーツ協会主催の健康スポーツ指導者養成講習会の全課程（理論8時間・実技16時間）を修了した者で、指導者として他の模範となる者。

イ 公益財団法人群馬県スポーツ協会が適任であると認めた者。

(2) 登録の方法

上記対象者が、登録申請書により申し出があれば、健康スポーツ指導者バンクに登録する。

(3) 登録期間

健康スポーツ指導者バンクの登録期間は2年間とし、4月1日から3月31日までとする。

(4) 登録の更新〔下記の条件を全て満たしている者が更新対象者となる〕

ア 公益財団法人群馬県スポーツ協会が主催する**指導者バンク研修会・生涯スポーツ講習会・指導者協議会研修会のいずれかに2回以上参加している者。**

イ 公益財団法人群馬県スポーツ協会が依頼する指導並びに研修会・講習会・大会等及び自主活動での**指導実績が20回以上ある者。**

(5) 登録期間中における変更

登録期間中において登録者に移動を生じた場合は、直ちに公益財団法人群馬県スポーツ協会に連絡すること。

(6) その他

登録者は群馬県健康スポーツ指導者協議会の会員となる。

3 指導者の活用と処遇

(1) 指導者の照会

ア 依頼者は、原則として指導を受ける期日の2週間前までに、電話又は文書で公益財団法人群馬県スポーツ協会へ要請する。

イ 公益財団法人群馬県スポーツ協会は、要請に応じてバンク登録者を選出し、依頼者の要請内容の連絡と受諾の可否を問い合わせる。また、内定した内容を電話等で依頼者に連絡する。

ウ 依頼者と、依頼を受けたバンク登録者は、必要に応じて指導内容等について十分な打合せを行い効果的な指導を心がけるとともに、傷害等の防止にも十分留意するものとする。

エ 登録指導者に対する報酬や交通費等は、主催者又は依頼者が負担することとし、報酬額については別に定める。

(2) 指導に伴う保険について

ア 登録指導者は、公益財団法人群馬県スポーツ協会の承認を得た事業の指導中の傷害について適用する。

イ 登録指導者による指導を受けていた参加者については、公益財団法人群馬県スポーツ協会が主催した事業の指導中の事故に限り適用する。

ウ その他詳しい点については、公益財団法人群馬県スポーツ協会の加入する「スポーツ・レクリエーション傷害保険」に準じる。

(3) 登録指導者の資質向上

登録指導者は、自己の資質の向上に努めるとともに公益財団法人群馬県スポーツ協会は必要な機会を提供し、各種研修会等の開催について案内し積極的な参加を呼びかけるものとする。

(4) 実績報告書について

バンク登録者は、4月から9月の前期実績報告書を10月10日、10月から3月の後期実績報告書を3月10日までに公益財団法人群馬県スポーツ協会へ提出すること。なお、3月分の報告については、出来る限り正確な見込みで提出すること。

4 登録の取り消し

登録指導者が健康スポーツ指導者としてあるまじき行為をした場合、その指導者の名前を登録者名簿から抹消する。